

石川さん静岡大学で講演 「狭山事件」「私も冤罪晴らす」



若い世代に事件を知ってもらいたいと訴える石川さん
まれ育ち、教育が受けられなかった自身の生い立ちに触れ「無知が原因で逮捕され、犯人に仕立てられた」と説明。逮捕当時は字が書けなかったが、東京拘置所に収監されていた時に看守から文字を

60年前の「狭山事件」で無罪を訴えている石川一雄さん(84)が11月8日、静岡大静岡キャンパスで講演した。石川さんは「真実のひとつ。若い世代にも事件を知って再審に向けて注目してほしい」と話した。

講演会には石川さんと妻・早智子さんらが出席。事件概要の説明後、石川さんが登壇した。

石川さんは被差別部落で生

習い、手紙を通して無実を訴えたことが再審請求の始まりだったと語り、妻の早智子さん(76)は、「司法は夫の死を待っているのか」と訴えた。狭山事件は現在、第3次再審請求をしている。

※狭山事件(さやまじけん)
1963年(昭和38年)5月に埼玉県狭山市で発生した、高校1年生の少女を被害者とする強



昨年11月から、天野会長、地元理事とともに静岡県、市町へ人権に関する要望活動を行った。天野会長は、「現在、同和問題は、いわばタブー視されている傾向がある。同和問題のことは口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という『寝た子を起こすな論』も根強い。しかし、最近インターネットによる人権侵害が著しい

静岡県、市町へ人権・地域改善要望活動

盗強姦殺人事件、およびその裁判で無期懲役刑が確定した元被告人の男性が再審請求を申し立てている。

発行所：静岡県人権・地域改善推進会
〒420-0865
静岡市葵区東草堂町20-27
電話(054)260-5246
発行人：天野 一
発行日：令和6年3月31日



と知事や市長に説明。同和問題が、県民の開かれた討論の対象にならない限り、この問題の前進はあり得ない」と訴えた。

特に行政及び教育の仕事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に、深いかかわりを持つことから、職員及び教職員の質的向上を図る人権教育・啓発をこれまで以上に実施し、人権意識の高揚を図ってほしい旨、要望した。写真△令和5年11月20日 池上重弘静岡県教育長△令和5年11月22日 大場規之袋井市長△令和6年1月9日 中野祐介浜松市長△令和6年1



月26日 久保田崇掛川市長△令和6年2月19日 長谷川寛彦菊川市長△令和6年3月22日 難波喬司静岡市長

活動状況

- 10月16日 理事会
- 21・22日 猿まわし 浜松市清心寺 磐田市ふれあい交流センター
- 11月8日 狭山事件勉強会理事会 静岡大学
- 20日 静岡県知事、教育長等への要望活動
- 22日 袋井市長要望活動
- 12月22日 生活相談員定例会 掛川市つくし会館
- 1月9日 浜松市長要望活動
- 26日 掛川市長要望活動
- 2月2日 市町行政との懇談会 静岡県総合福祉会館
- 13日 FM-エフラジオ収録
- 19日 菊川市長要望活動
- 3月4日 人権啓発DVD撮影 静岡大学浜松キャンパス
- 8日 人権啓発DVD撮影 静岡大学静岡キャンパス
- 9日 人権啓発DVD撮影 菊川市協和会館
- 14日 ノルディック・ウォーク体験会 掛川市睦三会館
- 19日 人権啓発DVD撮影 静岡県総合福祉会館
- 21日 執行委員会・生活相談員定例会 掛川市つくし会館
- 22日 静岡市長要望活動 静岡県人権会議 静岡県福祉会館
- 23日 ハートフルシアター「父と暮せば」 静岡市民文化会館 清水マリナート

新たな試みハートフルラジオ

第3回はゲストに静岡大学教授黒川みどりさんと磐田市ふれあい交流センター指導員本間肥土美（ほんまひとみ）さんをお招きしました。パーソナリティーは当会会員の中村弘哉。

1 部落差別ってなに？

中村：若い人や、地域によっては、部落差別がいまでも存在することに実感がない、「部落」や「同和」という言葉さえ知らない人がいるようです。黒川先生に教えていただきたいのですが、「部落」と「同和地区」、「部落問題」と「同和问题」は、どう違うのでしょうか？

黒川：「同和问题」と「部落問題」ですが、「同和」はどちらかという行政用語で、部落問題の方が一般的に広く使われて

いると思いますが、必ずしも厳密に使い分けがされているわけではありません。

1965年同和对策審議会答申が出され、69年に制定された同和对策事業特別措置法にもとに、地区指定を受けて同和对策事業の対象となったところが「同和地区」です。しかし、地区指定を受けなかった「未指定地区」も併せたものが被差別部落ということになります。

中村：部落差別は、日本国憲法によって保障された人間の自由

と平等を脅かす問題です。部落差別は、私の認識としては、中世から続く人々の差別意識や近世の身分制度のもとで受けていた差別が、明治4年の解放令以降も、様々なかたちで残されてきた、日本固有の人権問題という認識なのですが。

黒川先生、平安時代から続く差別意識が、いまだに現在の社会問題として続いているということ

でしょうか？

黒川：1871年、明治新政府ができてからまもない明治4年、いわゆる解放令がだされました。それは、近代国家が成立して身分制度を廃止した一環のなかで、江戸時代までに機多・非人などの賤民身分に位置づけられていた人びともその身分をとりはらい、百姓や商人たちとおなじように平民にするというものでした。それが社会に貫徹していれば今日部落問題などというものは存在しないはずなのですが、人びとは、さまざまな理由をつくりだして差別を維持していきました。

解放令以前の身分という線引きは、生まれながらのもので、たまたま差別を受ける側に生まれ落ちなかった者は、その線引きのもとでは被差別の側になることはないという安全地帯にいました。ところが解放令はその線引きをとりはらい、元機多とされた人たちも学歴を積んだり経済力を身につけたりすることによって、被差別部落外の人びとを乗り越えていくことが可能になりました。それを不愉快と思ったり恐怖を感じる人びとが生まれながらの徴を探し求めていったのです。

被差別部落の人びとは人種がちがうのだという誤った認識が、明治のころから徐々に広まっていきました。日露戦争後にはじまった政府による部落改

善政策のなかでその認識がいつそう広まることになり、その認識とともに用いられた呼称が「特種部落」でした。

人種がちがうという認識の誤りは、1919（大正7）年に喜田貞吉という歴史家がそれを正しました。しかし、人びとの意識のなかにはそれが残り続け、いまなお被差別部落の起源についての意識調査をすると、10パーセント内外が「人種（民族）がちがう」を選ぶという現実があります。

そして差別する側は、その上に、貧困、それゆえに不潔、病気の温床、あるいは部落解放運動が起こって以後は「こわい」などといったさまざまな徴をつくりかえてきたのです。

2 どんな差別があるのか？

中村：国は2016年12月に「部落差別解消推進法」を成立させました。なぜ、今この法律が必要とされたのでしょうか。現状を踏まえながら、法律の背景と期待される未来についてお二人にお話を伺います。

本間さん、具体的な差別にはどんなものがありますか？

本間：近年は、生活環境は様変わりし、道路や住宅、教育とすべての面で遜色はありません。そういったことから、若い子育て世代が新居を建て、こだわりなく、住む様になりました。少子化が叫ばれる中、子供の数が増えています。地域の自治会と共

に、開かれたコミュニティを目指して、活動してきた成果だと思います。

結婚については、かつては興信所が身元調査をした経緯があり、部落の地名が掲載された本が出された事もありました。それは、違法であり生活を脅かすものでありますから、すぐに法務局で回収しました。

近年はインターネットやSNSでの差別があります。地域や人を特定し、誹謗、中傷することは、人を傷つけたり、地域を侮辱したりすることですから、決してやってはいけない行為です。匿名性があるので安易に書き込む人もいますが、そのことで自殺された方もいます。悪質な差別と言えます。大の大人がやっているのを見ますと、残念でなりません。

未来を担って行く子供達にどのような社会を残していくか、大人は良いお手本を子どもたちに示して欲しいと思います。

最近では、多くの市町で、少子化対策として、婚活を進める「縁結び事業」が行われていますが、地域にこだわることなく、出会いを進めている事と思います。人と人を遮る差別があつては明るい未来は望みません。

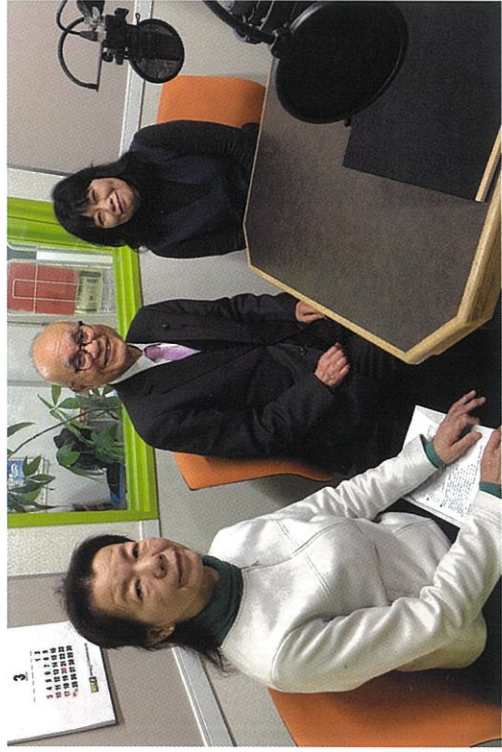
中村：ところで、過去の複数の特別措置法は、同和对策事業を担当する行政向けでしたが、「部落差別解消推進法」では「現在もなお部落差別が存在する」部

落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されています。

黒川：同和对策事業が進展する1980年代ぐらいから被差別部落と部落外の格差が縮小し、部落問題が可視化されにくくなっていきました。そういう変化を背景に、部落問題の語りも、被差別部落は権力者が作り出したものであり、そのもとで被差別部落がいかに厳しい差別を受け、またいかに悲惨な状態におかれてきたかを強調するものから、被差別部落の文化的な誇りを打ち出すものへと変わってきました。

もちろん誇りは当事者が差別への抗議に立ち上がる源となるものであり重要であることはいうまでもありませんが、啓発や教育の場において、誇りのみが語られ、被差別部落が置かれてきた状態や差別がなぜあるのかということが伝えられないと、部落問題の十分な理解にたどり着かない、また、ねたみ、逆差別を生みかねないという問題もはらんでいることを指摘しておきたいと思います。

古くから存在し根深くこの日本社会に根を張っているこの差別に向きあつていくことは重要であり、それができるかどうか、人権意識のバロメーターではないかとさえ私は思っています。



天野一会長（中）と黒川教授（右）本間指導員（左）